

平成18年6月1日 衆議院本会議

①民主党・古川元久議員の質問に対して

○斉藤鉄夫君 古川議員の御質問に、七点お答え申し上げます。

まず、法律案の提出の理由につき、公明党に対して、自民党の改憲を手助けするためかとの御指摘がございました。

自由民主党が昨年秋に新憲法草案を公表していらっしゃることは承知しております。しかし、我が公明党は、現行憲法を堅持しつつ時代の変化に応じて足りない部分を加えていく、いわゆる加憲こそがあるべき憲法改正の姿であると考えております。この点においては、自由民主党とは考え方を異にするところでございます。

しかし、ただいま船田議員も御答弁されたように、この憲法改正手続法は、憲法改正の是非や内容とは切り離して議論すべき、公正中立なルール設定の問題であると理解しております。

次に、投票権者の年齢要件についてのお尋ねがございました。

国政選挙と国民投票は、いずれも国民主権の発現形態であり、国政への参政権として共通の基盤の上に立つものであり、選挙権年齢と投票権年齢は基本的に同一であるべきと考えております。現に、諸外国の例を見ても、ほとんど例外なく選挙権年齢と投票権年齢は一致しております。

また、年齢要件を十八歳以上とした民主党案についての考え方ではありますが、私ども公明党は、マニフェストにおいて、公職選挙法について十八歳選挙権を主張しておりますし、この趣旨から、国民投票の投票権

も十八歳以上とすることが望ましいと考えております。

しかし、その前提にあるのは、あくまでも公選法の選挙権年齢と国民投票の投票権年齢は、国民の国政参加権として同一に取り扱うべきということでもあります。

したがって、当面は、選挙権年齢を含めて成人年齢を定める民法その他の関連法律の改正に向けて精力的かつ慎重な検討を加えるべきものと考えており、それまでの間は二十歳以上とするのが適当であると考えている次第でございます。

次に、国民投票運動の規制と公職選挙法の規制との相違点についてお尋ねがございました。

人を選ぶ選挙と国家の基本的なあり方を選択する国民投票とでは、どのような運動規制を設けるべきかという点において大きな違いがあるものと考えております。

国民投票運動は、主権者である国民の政治的意思の表明そのものですから、国民一人一人が萎縮することなく自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要であると考えます。したがって、国民投票運動は原則自由とし、規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限のものとすべきであると考え、この法律案を立案いたしました。

さらに、特定公務員の範囲についてのお尋ねがございました。

裁判官、検察官、公安委員会の委員、警察官は、国民投票の取り締まりやその公判に関与する可能性のある人たちであり、その職務の性格や強制力によって、投票人の意思決定に対し、他の一般国民ではなし得ない大きな影響を及ぼすおそれがある職種の方々であります。

このような人たちが、単なる意見表明を超えて他人に対する勧誘行為を積極的に行うこととした場合、国民投票の公正さに対する疑義が生ずるおそれなしとしません。このような弊害を除去するため、これらの方の国民投票運動を禁止したものであります。

また、公務員等や教育者の地位利用による国民投票運動についてのお尋ねがございました。

公務員等や教育者は、その地位を利用した場合には、投票人の意思決定に対し、他の一般国民ではなし得ない不当な影響を及ぼすおそれがある職種の方々であります。これらの弊害を避けるため、公務員等や教育者の地位利用による国民投票運動を禁止したものでございます。あくまでも地位利用によるものでございます。

具体的に禁止される行為は、許可、認可の権限を有する公務員が、関係者に対し、その権限に基づく影響力を利用することや、教育者が児童を通じて間接的にその保護者に働きかける場合や、児童に対する教育者としての地位を利用して直接に保護者に働きかける場合などでありま

す。

お尋ねのような、大学の憲法の授業で教授が憲法改正案を批判する場合につきましては、学術的に自分の考え方を表明することが今回のこの規制の対象になるとは考えられません。

さらに、買収罪についてのお尋ねがございました。

まず、買収罪の是非とその要件については、私どもは、票を金で買うような行為は決して許されてはならないこと、他方、一人一人の国民が萎縮することなく、国民投票に参加して自由に政治的意見表明ができるよう運動の盛り上がり期待されること、この両面から検討したところ

でございます。

その結果、その対象を社会常識で許容される範囲を逸脱する悪質な行為に限定するため、一、組織による、多数の投票人に対するものであること、二、明示的な勧誘行為が存在するものであり、その対価として報酬が供与される場合であること、そして、三、投票行動に影響を与えるに足りる物品等が供与されることといった行為に限定をいたしております。

このような限定した要件に該当する行為は、非常に悪質なものであり、国民の常識からも認められる、このように考えております。

お尋ねの、ミュージシャンが集会に無料出演し歌でみずからのメッセージを伝えるような場合については、先ほど述べた多数人買収罪の要件に該当することはないのではないかと、このように考えます。

次に、マスコミ規制についての御質問がございました。

国家の基本的なあり方を選択する国民投票では、いかに多くの有益な情報が国民に提供されるかが国民による適切な判断の基礎となるものと考えられるものであります。

そこで、本法律案では、民主主義の基盤である表現の自由に基づいて多様な観点からの自由な報道がなされることが、国民の知る権利に奉仕し、投票に際しての判断に資するとの考えから、メディアの役割を重視し、報道についての一切の規制を排除したところでございます。

最後に、投票日前一週間の広告放送に関する規制についてのお尋ねがございました。

活字メディアと違い、音声や映像を用いる放送メディアは、国民世論

に対して大きな影響力、時として理性ではなくて感情に訴えるという意味で、扇情的な影響力を有するものであります。国民投票期日の直前にこのような国民の感覚に訴える扇情的な広告放送が集中的に流されたような場合、基本的に言論に対しては言論でもって対処するとはいつても、これを言論の自由市場で淘汰する時間的余裕がないことになってしまふのであります。そこで、扇情的な言論に対しても冷静な言論で対処し、国民が冷静にそれを判断できるいわば冷却期間を置くために、御指摘のような措置を講じたところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

②公明党・石井啓一議員の質問に対して

○斉藤鉄夫君 石井啓一議員の御質問に、五点お答え申し上げます。

まず、憲法審査会における原案審査の開始時期についてのお尋ねでございますが、憲法審査会は調査権限と審査権限を有する常設の機関でございます。

とりわけ、憲法改正原案については、国民に開かれた形で、特に慎重かつ十分な審議の必要性があることから、一、国民に開かれた審議の要請にかんがみて、公聴会の開催を義務づけること、二、会期をまたがって慎重な審議がなされる議案であることにかんがみて、閉会中審査について特例を設けること、三、審議の段階から両院間の意思の疎通を図る必要性も考えられることから、合同審査会に関する規定を設けることなど、ほかの委員会と異なる取り扱いをする必要があります。そのため、憲法審査会という特別の機関として位置づけたものでございます。

この趣旨にかんがみれば、事前に改正の要否やその具体的内容及び論

点に関する調査がなされ、これらを踏まえて憲法改正原案が提案され、その審査が行われていくというのが通常の手続であろうかと思われま
す。憲法審査会発足当初、少なくとも国民投票法本体が施行されるまで
の二年間は、改正の要否とその具体的な論点の調査に専念されることにな
るものと考えております。

次に、投票権の年齢要件に関するお尋ねであります。

私ども公明党は、マニフェストにおいて、公職選挙法について十八歳
選挙権を主張しておりますし、この趣旨から、国民投票の投票権も十八
歳以上とすることが望ましいと考えております。

しかし、その前提にあるのは、あくまでも公選法の選挙権年齢と国民
投票の投票権年齢は国民の国政参加権として同一に取り扱うべきという
ことでございます。国政選挙と国民投票は、いずれも国民主権の発現形
態であり、また、国政への参政権として共通の基盤の上に立つものであ
りますから、選挙権年齢と投票権年齢は基本的に同一であるべきだから
でございます。現に、諸外国の例を見ても、ほとんど例外なく選挙権年
齢と投票権年齢は一致しております。

したがって、選挙権年齢を含めて成人年齢を定める民法その他の
関連法律の改正に向けて精力的かつ慎重な検討を加えるべきものと考え
ております。

次に、個別発議の原則についてお尋ねがありました。

国家の基本ルールの変更に当たっては、民意を正確に反映させるべき
であり、例えば九条の改正と環境権の創設という全く別個の事項につい
て、一括して国民投票に付することは好ましくないということは言うま
でもございません。この法案は、個別発議、個別投票の原則を明記する
こととしております。

問題は、何が内容ごとに関連するまとまりのある事項かということになりますが、一方では個別の憲法政策ごとに民意を問うという要請から、他方では相互に矛盾のない憲法体系を構築するという要請から、決定されるべきものと考えます。そして、個別具体的事例については、国会が発議するに当たってしかるべき判断を行うことになるものと考えます。

具体的な個別発議のイメージ、一枚一枚の投票用紙、そしてそれをそれぞれ別な投票箱に一つ一つ投票するというイメージ、このイメージを国民に共有されるよう、今後しっかりと議論をしていきたい、周知をしていきたいと考えております。

さらに、マスコミ規制を設けないこととした点についてお尋ねがございました。

一昨年末に公表されたいわゆる与党合意案における国民投票法案骨子では、虚偽報道の禁止、不法利用の制限等が盛り込まれておりました。その趣旨は、いやしくも国家の基本ルールを定める憲法改正国民投票において、国民への情報提供において重要な役割を担うマスメディアが、虚偽や金銭等の不当な利益によってその報道をゆがめるようなことがあってはならないとの趣旨から出たものであります。

しかし、その後、同規定をめぐってさまざまな議論が行われ、私どもも、どのような虚偽が想定されるのか、それが政治的意見表明と明確に区別できるものか、あるいは罰則をもって担保するほどの立法事実があるかなどを検討し、さらには、参考人を招いて真摯に検討を重ねた結果、報道内容の適正化については既に放送法に規定されている上、マスコミ各社において倫理綱領を定めたり第三者機関を置く等の措置を講じており、新たな規制を設ける必要はないとの結論に至ったものであります。このような議論を背景にして、改めてマスコミ規制を一切設けない

こととしたものであります。

最後に、罰則の考え方についてのお尋ねであります。

人を選ぶ選挙と国家の基本的なあり方を選択する国民投票とでは、どのような罰則を設けるべきかという点においても大きな違いがあるものと考えております。

すなわち、国民投票運動は主権者である国民の政治的意思の表明そのものでありますから、国民一人一人が萎縮することなく自由に国民投票運動を行い、自由闊達な意見を闘わせることが必要であります。したがって、国民投票運動は原則自由とし、規制はあくまでも投票が公正に行われるための必要最小限のものとするべきであります。

このような考え方に基づき、この法律案では、組織的多数人買収、利害誘導罪のほか、職権濫用による国民投票の自由妨害罪など、投票の公正さを確保するための必要最小限度の罰則規定のみを設けることとしております。

以上でございます。（拍手）

③日本共産党・笠井亮議員の質問に対して

○斉藤鉄夫君 笠井議員の御質問について、二点御答弁申し上げます。

憲法改正手続法制と憲法改正の内容との関係その他の御質問についてでございます。

まず、今回の法案提出は、単なる形式的な手続法づくりではなく、現に進行している改憲案づくりと密接不離に結びついているのではないかと

との御指摘がございました。

各党において、憲法改正をするかしないか、あるいはどのように改正するかという議論は当然あってしかるべきであります。ただ、そのことと憲法改正手続法の議論とは別個の問題であり、手続法自体は、改憲のためのルールでも護憲のためのルールでもない、現行憲法自体が想定している公正中立なルールでございます。

また、公明党が、憲法九条に第三項を加えて九条改憲を目指しているとの御指摘がございました。

先ほど我が党の石井啓一議員からございましたように、現行憲法をすぐれたものとして堅持しつつ、時代の変化によって足らざる部分を追加していく、いわゆる加憲を我が党が唱えているところは御承知のことかと存じます。九条については、一項、二項はともに堅持し、その上で、自衛隊や国際貢献のあり方、安全保障のあるべき姿を追加するかどうか、追加するとした場合、どのような方法が考えられるかについて検討しているということでございまして、三項を加えるということを決めているわけではございません。

次に、マスメディアによる国民投票運動についてのお尋ねがございました。

広報協議会は、憲法改正の発議があったときに、その発議をした国会みずからが憲法改正案を国民に広報するために国会に設置される機関であります。そして、その委員選任に当たっての反対会派への配慮規定やパンフレットにおける賛否両方の意見の平等掲載など、国民に賛否に関する情報を正確に提供し、国民投票における的確な判断を仰ぐための仕組みをそろえたつもりでございまして、これは条文を読んでもいただければわかります。このことは、政党等における広告放送、新聞広告についても基本的に同様でございまして。

したがいまして、御指摘のような、改憲キャンペーンに協力させる仕組みなどでは毛頭ございません。（拍手）